
令和4年大和町議会12月定例会議会議録

令和4年12月2日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（17名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	15番	馬場久雄君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
8番	千坂博行君	18番	高平聡雄君
9番	今野善行君		

欠席議員（1名）

14番	堀籠日出子君
-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政 策 課 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長 課 長 補 佐	堀 籠 優 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番馬場良勝君及び8番千坂博行君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

11番千坂裕春君。

11 番 (千坂裕春君)

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を開始します。

吉岡コミュニティセンターの使用について。

吉岡コミュニティセンターは、工業再配置促進費補助金を活用し、集会所を目的に昭和58年度事業採択された。以下に、町長の考えをお伺いします。

現在、吉岡コミュニティセンターは、仙台法務局大和出張所、これ1階です。大和町シルバー人材センター、2階で使用しています。心のケアハウス、これは3階で使用であるが、補助金の目的上、適切な使用ですか。

吉岡コミュニティセンターをにぎわい創出事業である図書館機能を備えた多目的施設に整備することは可能か。

以上、2点です。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしくお願いたします。

それではただいまの吉岡コミュニティセンターの使用についてお答えをしたいと思います。

1 要旨目の吉岡コミュニティセンターに仙台法務局大和出張所、大和町シルバー人材センター及び心のケアハウスの使用があるが、補助金の目的上、適切な使用か、についてでございます。

吉岡コミュニティセンター、このあと吉岡コミセンと呼ばせていただきますが、の建築の目的につきましては、地域住民と進出企業従業員との融和を図り、また、従業員相互の趣味やクラブ活動等を通じて親睦を深めることとして、工業再配置促進費補助金を受け、昭和58年度から59年度の2か年度事業で建設したものでございます。

1 階の仙台法務局大和出張所につきましては以前は吉岡下町地区で業務を行っていましたが、仙台法務局への統廃合計画が発表されましたことから、法務局利用者の利便性確保などの理由により、当時の黒川4町村と協力し、仙台法務局に対しまして本町での継続実施を要望した結果、了承されたものであり、平成22年5月6日から使用許可により現在の場所で登記事項証明書等の発行業務を行っております。

2 階の大和町シルバー人材センターにつきましては、当初、総合福祉センター「ひだまりの丘」でございますが、「ひだまりの丘」内に事業所を置き業務を行っておりました。その後、当施設内で児童支援センターを運営することとなり、事務所が手狭な状況となったことなどから平成30年7月1日に使用許可により現在の場所で業務を行っております。

3 階の「子どもの心のケアハウス」につきましては、東日本大震災後の住環境や家庭の経済状況等の変化が児童生徒に大きな影響を与えており、不登校傾向や別室登校の児童生徒に応じた心のケアが求められることから宮城県の補助事業により実施したもので、各市町村においては場所の確保が求められ、令和2年5月1日から使用許可により現在の場所で事業を行っております。

現在の使用状況につきましては、補助事業先の東北経済産業局地域経済部に確認を

取っており、社会情勢の変化に対応するため既存ストックを効率的に活用し、地域活性化を図る目的であり、使用開始から10年が経過していること、貸付けに伴う使用料も無償であることなどから補助金返還に該当しないとの意見をいただいております。

次に、2要旨目の吉岡コミュニティセンターを、にぎわい創出事業である図書館機能を備えた多目的施設に整備することは可能か、についてのご質問にお答えします。

図書館機能を備えた多目的施設の整備につきましては、令和3年度におきまして、児童・生徒、子育て世帯、地域住民等で構成する住民ワークショップにおきまして必要な機能や候補地のメリット・デメリット等について検討いただき、整備候補地を「ひだまりの丘敷地内」への整備、「吉岡中央駐車場と旧エンドーチェーン跡地の一体活用」の2通りの案の選定をいただき、庁内各課長等で構成する検討委員会においても検討を行ってきました。

本年度は2つの案の敷地状況や、アクセス性、街中へのにぎわい波及の可能性など、多岐にわたり検討委員会で比較検討を行い、その結果、昨日の全員協議会でもご説明いたしましたとおり、両候補地ともにそれぞれの課題はあるものの「吉岡中央駐車場と旧エンドーチェーン跡地の一体活用」は既存商店街や文教施設との連動性、図書館を核とする街中へのにぎわい波及や面的な事業の拡張性が高いことなどによりまして、整備地として選定いたしましたものです。

今後は、住民の方々と町職員を交えたプロジェクト会議等を開催し、図書館に備える機能等やにぎわい創出に向けた多目的施設などの整備について検討することといたしております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

確認を含め、再質問させていただきます。

まず、今回の一般質問させていただいている趣旨でございますが、町内の中には補助金を活用して建設した施設が様々ありますが、やはりこちらの回答にもありますように時代とともに使用がどうだろうなというような疑問を感じているところです。そういったところで、町長の選挙の公約であるにぎわい創出事業の図書館機能を備えた多目的施設という課題も生まれてきた中で上手に利用してはどうかという趣旨で質問

させていただきます。

まず、再質問の1個目は、使用許可をいただいている3つの事業ですね。これは東北経済産業局地域経済部ということによろしいんでしょうね。そうするところで疑問に思ったのは、同僚議員の中で様々な先ほども言った町内の施設補助金を活用したものでこういった活用の方法があるのじゃないかというときに、どうしても補助金の目的に縛られて次のステップにいけない事案がままある中で、こんな簡単に社会情勢変化のために今の使用でいいよというような答弁が返ってきたのはすごく不思議に思っているんですけども、これはあくまでも多分、経済産業省だけの話かもしれませんが、全体に波及できる可能性があると思うんですけども、町長はほかの施設に対してもそういった活用の方法を積極的に進めていく考えというのがあるかどうか、確認させていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

国等の補助をもらって建設した建物につきましては当然その補助の目的というのがあって、その目的に見合ったものを必要であるから補助をしていただいて建設するということになってあります。その基本はもちろんそのとおりであります。そして、我々もこれまで今の段階ではなく前の段階といいますか、いろんな使い方をしたいといったときに、そういった補助の関係、各省庁の目的等になかなか合致しないということでこちらが思ったことがなかなかできないというケース、これが基本的にはあったところがございます。そういったものの考え方については基本はそのとおりなんだと思いますけれども、昨今国のほうの考えにつきましても、何ていいますか、横の連携を取りながらそういった施設を活用するかそういった考え方も広まってきております。一定の期間があればという話もちよっと違うかもしれませんが、一定の期間を経過したものについて、ある程度の目的が達成されたというものについてはそういった少し緩和した利用ができるというような見解が出てきております。学校施設とかそういったものにつきましてもご案内のとおり福祉施設であればよろしいとか、そういった使い方が広がってきているところです。

町としまして町長はどう考えているということですが、今ある建物とかそういったものにつきましては有効活用したいというふうに考えております。できるもの、でき

ないものがあるわけですが、そういったことにおいてそういった今最初の補助の目的とは違った使い方といいますかね、そういう活用ができる建物であって、やはりやれば町としてはいろんな幅広く使わせてもらいたいという思いはありますので、それを国のほうに全てが許されるかどうかは別として、そういった幅広い活用についてのお願いはこれからもしていきたいというふうに思います。

議長（高平聡雄君）
千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

2要旨目に入らせていただきます。

以前、私は図書館の機能がある多目的施設の建設の案として武道館を利用したほうがいいんじゃないかという話をさせていただきました。今回は、吉岡コミュニティセンターではどうですかという話をさせていただきました。2つに共通するものが、何か一つの事業をやる上で現在の一部をなくしてしまう。または、周辺の人たちに影響を受けるものが大きい。できるならば、あまりそういった変更、影響力のないところで、しかも、費用の安価なものというところとちょっと事業の効果というものに疑問を感じるところでございますが、町内にも様々な課題があつて、やらなければならない比較的優先順位の高いものが山積する中で、やはり一つの事業にかかる費用を抑えておくべきだという考えで、現在ある施設をリニューアルしながらやったほうがいいんじゃないかと。

そういった中で、昨日、建設の候補地が選定されました。でも様々な課題があつて、特にやはり交通安全の面で、または駐車場の面でというのが浮き彫りになってきました。私が武道館と吉岡コミュニティセンターという場所を選定するに当たって、やはり駐車場という問題がありましたが、その駐車場を、以前大和町の公社が入っていた建物が今壊されて更地になっております。あの場所を駐車場として活用したら今選定された駐車場よりは比較的安全に移動できると感じて今回の提案をさせてもらったわけです。そういった中で、これも許可の話になるだろうと思うんですが、現在の情勢にはマッチしているかと思うんですが、そういったものを踏まえて検討していただきたいなとは思っています。

やはり町長の選挙公約されてから3年がたち、やっと場所が選定されたんですが、やはり残念ながら事業がこういうものがやりたい。だから、この広さが必要だ。こう

いったとこじゃないといけないというのがまだ弱いような気がするんですね。それであるならば、ある建物の中でできる範囲でいいんじゃないかという考え方もあるんです。そういうふうにさせてしまうのは、やはり町長の熱量だと思うんですね。熱量。どういうことかという、具体性に欠けている。大変申し訳ないんですが、せっかく選挙公約しているんだから具体性をもう少し前面に出して、町長がそのぐらい言うのであれば何とか応援しようかなというのが見えてこないから、皆さんの不安、不満、そういったものが出てきて長期にわたる議論になっているかと思うんです。

再度、町長がやりたいというものを前面に出していただきたいんですけども、昨日の今日ですからなかなか難しいと思いますけれども、私が町長に望むことは具体性です。今後、早い時期に具体性、こういった施設でこの広さでないといけないという因果関係みたいなのを早く出してほしいんですけども、昨日の今日では難しいんですけども今現状でどう考えているのかお聞かせいただきたいのですが。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず今ある建物を有効に使うということ、これは大変大切なことだというふうに思います。必ずしも新しいものをどんどん建てるということではなくて、スクラップアンドビルドということもありますし、また今あるものを有効に使っていくということ。いろんな方法をやりながら、何ていいますか、効果的なものやっけていくということ、これは大事なことだというふうに思っております。

ご指摘のありました校舎の跡地等につきましてもいろいろ地主さんといいますが、状況を聞いておりますが、地主さんのほうでは地主さんなりの考えがあって一括での販売とかいろんな方法があるようで、いろんなことであそこの土地については非常に難しいというような状況もございました。そういったことでああいったところについても検討は加えながらこれまでやってきたところでございます。

図書館機能付のということにつきましては昨日お話ししましたが、町としましては場所についてはエンドーチェーン跡地ということを中心にやっていきたいということでもあります。ただ建物だけというものではなくて当然面整備といいますが、そういったことは必要になってくると思っておりますので、昨日課長の説明もあつたとおり地域

の方々のもちろんご理解も必要ですし、あと道路関係とかそういったものについて、建物だけではなくてそれを中心としたエリアとしての整備も必要だというふうを考えております。

町の考え方といいますか、私の考え方ということでございますけれども、図書館整備については図書館というものも必要もちろんですし、また繰り返しになりますが、にぎわいということについてのポジションといいますか、そういった位置づけを考えた場合に場所としてはやはりそういったところの奥州街道沿いという説明をしておりましたが、そういったところがぜひそういったポイントになってくるんだらうという思いが、もちろんそれだけではないんですけれども、そういうこともありながらいろいろ皆さんに検討いただいたことです。

そういったことでこれまでなかなか具体性が見えてこなかったということでございますが、今回こういった形でお話をさせていただいた中で、面積とかそういったものについても一定の規模といいますかそういったものも出てきておりますので、今後になりますけれども、そういった今後、そこにどういったものがふさわしいのか、どういったものというのは内容的にですね。そういった基本的なことはあるわけですがそれにプラスの何が必要なのかということを具体的に詰めて、そして皆さんに表しながら、今度そういったものの具体の姿が見えるような形で話をしていかなければいけないというふうに思っております。

これまでちょっと時間もかかったということについては我々もそういう反省するところがあるところでございますが、これまで多くの方々の意見を聞いてということを中心やってきたところでございますので、今後、昨日期間的なこともお話しさせていただきましたが、地域の方々の意見を含め具体の姿が見える形で進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

事業を進める上で、にぎわい創出事業に限らず全ては町長の熱量、先ほども言ったように具体性だと思いますので、今後はそういった熱量でやっていただきたいと思います。

2 点目に入ります。

次期産業廃棄物処分場整備容認について。

宮城県が進める次期産業廃棄物処分場を県が9月22日、大和町鶴巣大平・幕柳に決定、同日、議会全員協議会で町長が容認するとの報告を受けた。以下に町長の考えを伺います。

同施設の建設に当たり、最優先にすべきことは地元住民の方々に寄り添うことである。ただし、今回の同施設建設の案件は町民全体への説明が実施されていません。決定は時期早尚ではないか。町長の基本的には反対、苦渋の選択だとする言葉と行動は一致されないように私は感じます。県に現在の施設貢献を訴え、次期施設建設候補に対する抗議をすべきでは。

クリーンプラザが数年で満杯になる段階で、県に次の施設建設は大和町以外と要望はされましたか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは次期産業廃棄物処分場整備容認についてのご質問にお答えをします。

初めに1要旨目のご質問にお答えをします。

昨年6月、宮城県より新たな最終処分場の候補地として本町鶴巣大平地区及び幕柳地区が公表されたことに対し、町としましては既に「クリーンプラザみやぎ」が40年を超える長きにわたり事業が継続され、宮城県に多大な貢献をしている中で、さらに新たな最終処分場の整備は非常に困難であると、宮城県より説明を受けた際に真っ先に伝えております。

宮城県からは、まずは町議会議員の皆様と地元鶴巣地区の皆様にご説明の機会をいただきたいとの依頼がございましたので、現クリーンプラザみやぎが進出する際にも鶴巣地区の区長様をはじめ住民の方々への説明等が行われておりましたので、今回も同様に町議会への説明について、鶴巣市区区長会等をはじめ地元鶴巣地区住民の方々に対し説明いただいていたものです。

説明会の開催に当たっては、地元住民の方々に寄り添い、誠意を持って対応するよう県に求めてまいったところでございます。

候補地が公表された昨年の説明会では、住民の方々からは驚きや戸惑い、憤りのほかに、現在稼働している事実を踏まえれば除外すべき、また、今回容認することでそ

の次も鶴巣地区が選ばれるのではないかといった様々な意見が寄せられました。

その後、本年3月からは鶴巣地区各行政区の役員の方々との膝詰めの意見交換が行われ、事業による生活環境の保全、安全な飲料水や農業用水の確保、風評被害などについてより議論を深めるとともに、住民の方々が特に心配されていた次も鶴巣地区が選ばれるのではといったことに対し明確に否定いただくとともに、各地区の課題解決に向けた話合いも行われてきたこと等を踏まえ、宮城県から最有力候補地を整備地に決定したとの方針が示されました。このことに関しましては、宮城県から議員の皆様にもご説明いただいたところでございます。

本町としましては、候補地選定経過等についてはやはり納得できるものではございませんが、宮城県がこれまでの地元の方々との話合い等の状況を踏まえて整備候補地に決定したことを受けまして、苦渋の決断ではございますが、同候補地を最終処分場の整備地として容認することを全員協議会におきまして議員の皆様にご説明するとともに、鶴巣地区区長会の皆様にもご説明いたしましたものでございます。

次に、2要旨目のクリーンプラザが数年で満杯になる段階で、県に次の施設建設は大和町以外と要望はされていたのか、についてお答えをします。

町といたしましては、昭和54年の埋立て開始以来40年を超える長きにわたり稼働してきたことは、宮城県の産業経済活動に対し多大な貢献をしてきたものと考えております。現クリーンプラザみやぎの残余容量が逼迫し稼働期間等の見通しにより次期整備候補地の選定に着手された際、本町の宮城県内への貢献等を踏まえれば、次期整備候補地を選定する前に、当該施設の跡地利用計画を地元住民と意見交換等により示すことが新たな処分場の立地や閉鎖に際しては最も重要であり、既存施設閉鎖後も引き続き適切に維持管理が図れるよう宮城県に対し意見をしておったところでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

11番 (千坂裕春君)
再質問に入ります。

宮城県が大和町を最終処分場の最有力候補にしたというときに、真っ先に非常に困難であるということを宮城県に伝えておるということでしたが、どのような場で、例えばどこかの部屋で1対1だったのか、例えば住民説明会のときに町長のほうが県に

伝えたのか、どちらでこういった発言があったのかお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
困難であるということにつきましては1回ということではなくて、県からそういった候補地に選ばれたという通知、通知といたしますかあったときもそうですし、また説明会のときとか議会にも説明があったわけですが、その都度そういったことは申し上げておりました。1回ということではなくてですね。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）
まず鶴巢の方々から聞こえてくる意見が寄せられた中では、そういった住民説明会のときに町長は言葉は少なくそういった強い気持ちの反対を表明されたことはないという話は私は聞いております。そういった中で、苦渋の選択かなというところがまず1点。それと、やはりもちろん地元の鶴巢の方々に最大限寄り添うことは私も同感であります。ただ、大和町の問題として大和町全体に説明会をしていただくような要望をなぜされなかったのかなと思います。いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
強い反対の表明をしてないということでございますけれども、説明会につきましては県の主催で常にやっておったところでございます。そのときの挨拶といたしますか、そこで私は反対ということではなくて、そういった表現では皆さんに説明する段階でしたので控えさせてもらっていましたが、非常に厳しい、難しいということはその都度申し上げておりました。

また、全体での話合いという説明ということでございますが、これまでも鶴巢地区

につきましては各地区で説明会をさせてもらっておりました。大和町全体ということについてはちょっと申し上げておらなかったところでございます。こういうことを、前の例と言ったら変ですが、以前のそういった処分場の対応につきましてもそういった形で進めておったところでございますので、まずといたしますか、地元の方々に丁寧な説明をということで鶴巣全地区にそれぞれの区にご説明をということでやってもらったところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

私が、町長の苦渋の選択と行動が一致しないというところの一番のところは、やはり本当に反対する強い気持ちがあるならば、多くの人たちに説明をしているんな知恵を借り、反対できるところはしていく。そういった姿が見えてにっちもさっちもできなければそこで決断ということ、そのものが欠けているから苦渋の選択という表現と行動が一致しないんじゃないかと感じております。やはり、その地域、何度も申しませけれども、本当に大切なところはそこかと思いますが、やはり大和町で起きていることです。そういった観点というのはちょっと足りなかったんじゃないかなと思います。今後こういう問題は起きないほうがいいんですが、今後の課題として地域だけに収めないで、全体の問題として今後は取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった事業がいろいろあるというふうに思っておりますが、その事業、事業によってそのやり方といたしますか考えていかなければいけないと思います。また議員の皆様方にもこういったしっかり伝えておったところでございますので、なおそのご意見は参考にさせていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

2 要旨目に移らせていただきます。

クリーンプラザがもう残り少なくなったというときに町長のほうから県に要望したものは、跡地の有効利用というかそういった計画の話であって、今度は大和町ないよというような話はなかったと思いますけれども、その認識でよろしいですか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町としましては、そういう状況でやらなければならないということにつきましては今のプラザについての後始末といいますか、そういったものをまずきちっとやってほしいと、やるべきだということを申し上げました。そのときに、大和町を入れないでくれという表現はちょっとしておりませんでした。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

確認ができましたので2件目の質問を終わり、3件目に移ります。

朝の軽運動の推進について。

運動脳という書籍が話題になっております。有酸素運動により心拍数が上がり、脳の海馬が成長し、学力・集中力・記憶力・意欲・創造性がアップするという内容であります。通学児の保護者等の送迎自粛を推進し、健やかな大和の児童・生徒を育む一助にしては。教育長のお考えをお伺いします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。

それでは、朝の軽運動の推進についてのご質問にお答えをいたします。

「運動脳」については新聞などで紹介され多くの方々に読まれている著書で、生活する上で大切なストレスの解消、集中力、記憶力、創造力、学力等に関する脳と運動との関係が説明され、現時点での「最新の結論として」の項目では、運動による様々な効果が「身体を動かせば、心身が健康に、脳の働きは強化される」と述べられております。

運動に関する町の取組としては様々ありますが、日々の児童・生徒の健全育成の視点からのものとしては、宮城ルルブル推進活動、これはしっかり寝る、きちんと食べる、よく遊ぶで健やかに伸びる。この最後の語尾でルルブルとなっておりますけれども、を踏まえ、生涯学習課において、毎年「よく食べる」「よく寝る」「よく遊ぶ」を推奨する「までえに」を発行し、児童・生徒にお届けをしております。本年度の「よく遊ぶ」のページには、遊びは「生きる力」を育てるとして「体力、運動能力の基礎を培う」「丈夫で健康になる」「意欲的に取り組む心が育まれる」「協調性やコミュニケーション能力が育つ」「認知的能力の発達にも効果がある」ことを保護者、児童・生徒に伝え、運動同様に大切な活動と考えております。

町内の学校においては、通学時、あるいは学校生活において歩く、走るなどの活動を大切にしており、徒歩通学については「新入学児童について、入学前に保護者と一緒に徒歩で登校する練習をお願いしている」、「PTA総会や学級懇談会及び保健だよりで徒歩通学をお願いしている」、「原則徒歩通学としている」などがあり、体育の授業以外に運動量を確保する工夫については、「全校で長縄跳びに取り組んでいる」、「体育部を中心にメグリニック運動、これは大和町の名所を巡るというふうなことが由来で行われている活動で、メグリニック運動として業前や業間、昼休みや放課後のいずれかの時間を利用し、15分間体を動かしたらカードに1マス色を塗り、目標を達成した児童に賞状を出している」、「朝の校庭のトラックを歩いたり走ったりするモーニングウォークに取り組んでいる」、「日頃から天気のよい日は業間や昼休みに外で元気に遊ぶことを推奨している」、「週1回業間に外で運動遊びをする元気アップタイムを設けている」、「月1回業間に異学年グループで遊びをする縦割り遊びを設けている」など、各学校において様々な取組を行っています。中学校においては令和3年度の運動能力調査において県平均を上回る状況があり、体育の授業等の成果が表れているものと思われまます。

今後も委員会からの広報紙「までえに」を活用し、運動することの大切さを伝え、

町内の各学校では児童・生徒の運動量を確保する工夫として様々な取組を行っておりますので、引き続き情報を共有しながら児童・生徒の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

再質問に入らせていただきます。

以前、何かの議論をさせていただいたときにも「までえに」というような冊子を発行しているとお伺いしました。この「までえに」というのは、何年度から実施されている事業でしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

詳しい何年というのは覚えていないんですけども、四、五年以上になると思います。今年度はこのようなリーフレットを作って配布をしております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そういった取組の中で、まだ十分に理解できていない方々も中にはいるというような認識で今答弁を聞いたんですけども、そういった中で特に軽運動を1日のどの中でもしてもいいことはいいんですが、特に朝を活用するというのをこの著書の中では言われていました。私も同感です。やはりこれから授業に向かう児童・生徒が朝ぎりぎりに送迎されて授業に臨む、これでは1時間目、どんな状況かなという疑問を感じます。1時間目、出足が悪いとその日は1日あまり有効に使えないんじゃないかなという考えもあります。

そんな中で、学校では校庭を朝トラックを歩いたり走ったりするモーニングウォー

キングに取り組んでいる。とてもいいことだと感じております。ただ、こういったことをできる児童・生徒というのは学校に早めに登校されている子、先ほど言ったぎりぎりに送迎されている児童・生徒にはできない。やっぱりそういう、何ていうのかな、ものが出てくる。やはりそういったもので、あくまでもこの「までえに」はいいんですが、こういった効果があるので送迎を自粛していただきたいと。もちろん送迎される保護者の方々は自分の子どものためと思っています。でも、それが場合によっては逆効果に向かうんだよということですね。教育委員会でアドバイスされたならば、自分の子どものためならそういったものかということで実行していただくと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

議員おっしゃるとおり、本当に歩いて登校するということは非常に大切なことだと考えております。学校の状況をお聞きすると、吉岡は徒歩通学についてお願いをしているという状況があります。あとはやはり地域の状況によってどうしても送迎の必要な方もいらっしゃるということで、ここまでは来ていいけれどもここからは歩いてくださいとか、というふうなやっぱり歩くことについては学校は非常に前向きに取り組んでいる状況があるようです。

議員ご紹介の運動脳という本の中、ここを見させていただくとやはり学校の運動についてはという部分があったんですけども、興味を大事にすることも大事だということも本の中には書かれておりました。一番効果的なのは朝、午前中の活動が非常に効果があるということはありませんけれども、やはり学校の状況もありますので、まずは運動を行うということを、有酸素運動ですかね、行うということを前提に捉えながらこれまでの活動を充実するように。そしてやはりある小学校ではモーニングウォークというものをやっています。そのためには生活リズムを整えるということが非常に大事だと思うんですね。

「までえに」というのは、よく寝る、よく食べる、よく遊ぶというそのようなことをきちっとやってもらう。そして1日の生活時間を決めて何時には寝る、何時には起きる。寝るためにはスマホからやはり時間になったら離れるということで、リズムを正しく取ることによって朝起きて、そして余裕を持って登校することにもつながって

いくと思うんですね。そういう意味で、教育委員会では「までえに」についてもう少し内容を吟味しながら保護者全体に対してやはり生活リズムを整えて子供たちの健全育成にご協力願いたいという形で進めていきたいと考えております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

全国学力調査の町内の結果を分析したところ、知識を問う基本暗記力というんですかね。そういったものは県と同レベルかやや上くらいになっていたと思うんですが、残念ながら思考力、判断力という項目に少し足りないところがあると聞いております。こういった思考、判断というものが1つの学科だけじゃなくて日常生活、つまり今テーマにしている朝の通学、例えば自分が歩いて学校に行くの、何キロがある、何分かかる、であるならば何時に起きなくちゃいけない。何時に起きるためには何時に寝たほうがいいのかという。これは誰かに指示されるんじゃなくて自分で判断した基で行動をすればいいというものにもつながります。こういったものは「までえに」の中にも入っているところもありますが、再度教育長、教育委員会のほうからこういった朝の自分の足で歩いて通学することが今後の自分の成長につながるということを強く伝えるべきかと思っておりますけれども、最後に教育長のお考えを聞かせてください。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

最後、議員さんのほうからお話があったとおり、やはり私も冊子を読ませていただきました。村上春樹さんなどもやはり走っているらしいんですね。あるテレビを見ていたら脳学者の茂木健一郎さんもやはり年齢は高いんですけれども毎日走っているそうなんですね。走ると脳が整理されるということを脳学者の方は言っております。つまり、体を動かす、歩く、歩くよりもややジョギング気味のほうがいいのかというふうなことを言われておりますけれども、そのようなことでやはり運動することの大切さというのはこれからも「までえに」を通しながら、具体的に通学の方法についても、あるいは生活のリズムについても、やはり委員会として不足しているのが、「までえ

に」の中に生活リズム表ということで毎日のチェック表をつけて配布しているんですね。ただ、活用の状況まで把握しておりませんので、やはりこの「までえに」を発行してどのような成果があるのか今後やはり検証しながら具体的な内容の検討もしていきたいと思っております。なお、登校、通学につきましても学校とそのように進めていきたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)
以上で、一般質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)
以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。
再開は午前11時とします。

午前10時52分 休 憩
午前11時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
17番槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)
皆様、こんにちは。私からは、通告に従いまして1件質問いたします。
件名は、大和町の屋外トイレの今後の在り方についてです。
屋外トイレは、公園・観光地・広場などに設置されており、24時間使用可能なトイレから冬季閉鎖のトイレなどがあり利用期間にはばらつきがあります。利用期間の区別は何通りあってどのような基準で行っているのか。
また、トイレの管理人・管理状況・使用用途・使用頻度・費用対効果を考慮して屋

外トイレの廃止や設備充実や改修を行い、使用しやすい屋外トイレにすべきと考えております。

今までの管理方針と今後の方針をお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの大和町屋外トイレの今後の在り方について、のご質問にお答えいたします。

本町の屋外トイレにつきましては、都市計画決定された都市公園内に13施設のほか、スポーツ施設や観光施設などに22施設で、合計35施設となっております。

利用期間につきましては、平成の時代に入り公共下水道や農業集落排水事業による水洗化が進みましたが、その一方で冬期間は気温が零度を下回り水道管や配水管の破裂など凍結障害が頻発したことから、27施設で冬季閉鎖としており、水洗化できない施設や冬期間の利用者がある総合運動公園などでは管理人が水抜きなどを行い通年の使用となっております。

管理状況につきましては職員が見回りを行うほか、清掃・維持活動は外部委託や行政区などに依頼しており、施設の破損や修繕箇所が確認された場合は担当課に連絡をいただきながら対応を行っております。

使用用途及び使用頻度等につきましては、公園や広場を不特定多数の方々が利用しておりますので人数等の把握はできませんが、事前に使用申請のある総合運動公園屋外施設の利用者は、令和3年度において1万1,969人、ダイナヒルズ運動公園では9,008人の状況となっております。

屋外トイレの廃止や統合につきましては現時点において計画はございませんが、今後も利用状況等を見ながら適切に管理してまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

17 番 （槻田雅之君）

それでは再質問及び確認を踏まえてお話をさせていただきます。

まず最初に大和町として屋外トイレの設置基準なりとか規約とかそういうものに沿ってやっているのかどうか、その辺何かあるのであれば教えていただきたい。例えば公園であれば児童公園とか近隣公園とか公園の大きさで必要だとか、義務ではないけれどもそういう何かしらの決まりがあるのかちょっとお伺いしたんですけれども、そういう何か町長としてこういう広さならば必要だとかそういうのがあれば、まず大きな枠組みですがお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
大和町としてそういった設置基準を設けているということはありません。ただ国のほうとして公園の面積とかによって何平米以上というのは、ちょっとその辺については担当課長から申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）
それでは、槻田議員のご質問にお答えいたします。
公園に限ってでございますが、公園には地区の特に街区公園といった地区の皆様が使っていただく公園、これにつきましては公園の近くの方が利用するという考えもございまして、その場合は自宅に戻っていただくというようなことで街区公園については基本的には設置しないというような形を取ってございます。そのほか近隣公園ですね、その上に大きい2ヘクタールとかの公園につきましてはやはり地区だけじゃなくて地域から来ていただいた方も想定してございますので、そちらについては公園のトイレの必要性があるということでそちらについては設置するというような形で整備しているというような形でございます。
以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

17 番 (槻田雅之君)

どうしても屋外トイレですと管理している課、財政課なり福祉課なり商工観光課、都市建設課、生涯学習課とかいろいろな課にまたがりますので全体なお話でちょっと今回一般質問させていただいております。

先ほど屋外トイレの個数として35か所あるという答弁をいただきましたが、その中に多目的トイレ、要は障がい者用のトイレというのは何個あるのか、もし分かるのであればちょっとお聞かせいただきたいなど。あとできれば場所も。私知っている限りで多分わかば公園には1か所あったかと思うんですけれども、その辺の障がい者向けというか多目的トイレの個数を教えていただければと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは施設の内容につきましては財政課よりお答えします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長補佐堀籠 優君。

財政課長補佐 (堀籠 優君)

先ほどの35施設のうちに多目的トイレ幾つありますかということなんですが、15か所でございます。

以上でございます。

失礼しました。場所を申し上げますと、まほろば公園、役場の隣ですね。と吉岡南中央公園、城内大堤公園、舞野ふるさと公園、わかば公園、館下セラピー広場前トイレ、吉田コミセン前広場、宮床地区駐車場内のトイレ、立輪水辺公園、宮床ダムになりますがあさひな湖畔公園の上流部と下流部、あと七ツ森遊歩道入口と総合運動公園に3か所、以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

槻田雅之君。

17 番 (槻田雅之君)

思ったより多目的トイレ、いろんな箇所にあるのだなと思って聞いたところでございます。最近トイレに関しまして撤去とか、最近という言葉が悪いですね、ここ二、三年くらいですか、撤去したトイレとか新設したトイレなんかありましたらば、私のもし記憶が間違っていなければ玉ヶ池のトイレがなくなったのと、セツ森のところですか、宮床山だの、あそこがちょっと前のぼっとんトイレから新しく建てたと思うんですけども、そういう廃止したトイレと新設したトイレがあればちょっと教えていただければと思います。

議長 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

廃止したトイレにつきましてはおっしゃる通り玉ヶ池については廃止といたしますかやっております。あと新設といたしますか、例えば新たに駐車場ができたところとか、宮床のようにですね、そういったところについては新しいところといたしますかね、そういったところについてはできているところございまして、ちょっと具体には後ほどちょっと調べさせてもらいたいと思います。

議長 長 (高平聡雄君)

槻田雅之君。

17 番 (槻田雅之君)

なかなか難しいというか、だから調査が必要なことをお聞きしたかったもので。

話題を変えまして、災害時のトイレの在り方についてお話しさせていただければなと思います。3. 11のとき震災がございました。答弁の中では職員が見回っていますよということもあるんですけども、近くにわかば公園というのがございます。あそこは一応避難場所になっております。ただあそのとき、金曜日に震災がありまして土日は水が出なかったと。なおかつあそこは冬期は使用禁止ということもあります。実際、本来あれがたまたま冬期間だから当然水というかトイレが使用できないのは分か

りますけれども、夏場にもし起きた場合、なおかつ今度水道管の破裂とかあった場合、屋外トイレの使用というのは実際職員が全部見回って使用可にしたのかどうか、当時のことをちょっと忘れていけばいいです。これからのことでも構わないので、どちらかというところからのことなんですけれども、やはり震災があった場合水道管がずれていたとかあるかと思うんですが、その辺の震災時における屋外トイレの管理の方法というのはどのように今考えているのか。あとはもし過去に3. 1 1のときにどうだったのか、それは分かる範囲で構いませんけれども、その辺分かる範囲でお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
震災等あった場合に基本的に委託をしている方にやってもらうというのが基本だというふうに思っております。また町のほうでも当然見回りといいますかやっています。まず最初は基本といいますか、一番近くというのはそういった形になりますので、あとは情報の提供をいただきながらという形になってくると思っております。既存のものについてはそうですが、あとはそういった場合には新たに今準備しておりますマンホール用のトイレとかそういったものを設置するか場所に限定されてきますけれどもそういった形で考えております。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

本当にこの屋外トイレというか災害時の水の扱いというんですかね、それこそマンホールトイレを造ったときも、いろいろ水の本当に流していいのかとか下水管が破裂し途中でストップ、継ぎ目がどうだとかいろいろございましたので、どうしてもこの屋外トイレというのはあれば便利ではありますがいろんな問題があるのだなと思っておるところでございます。

その中で、今先ほどお話ししましたが、この屋外トイレ、いろんな課にまたがって管理しておりますが、町全体というよりもありますけれども課の中でもやはりランク

づけというんですかね、ここは重要なトイレだからこうしなきゃならないとか、このトイレは利用頻度が少ないからこういう管理だけでいいとか、そういうランクとか管理の基準というんですかね、大きく管理するとか小さい管理、言い方悪いかもしれませんが、そういう形でチェックリストなりそういう項目なりで管理しているのかどうか、それとも全部一緒にトイレだから全部ここまでしなきゃいけないとか、その辺というのは課内なり町全体としての基準があるのかどうか、その辺をお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

トイレに対しての町なり課なりでのランクづけというんですかね、そういったものはございません。同じように管理をするということでございまして、ここがこのぐらいのレベルでというかそういった基準はないということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

17 番 （槻田雅之君）

あともう一つ同じような話になるかもしれませんが、屋外トイレ一部、最近あまり聞こえなくなりましたが、犯罪のあれにも関わってくるものがあると。例えば落書きとかトイレの中の一部のものが盗難したとかいろいろ聞いたことがあるんですけど、今最近そのような問題というかね、ごみが放置されているとか、そういうような屋外トイレが設置されていることによる問題点ですか、町で抱えているもの。そこは当然、地域差なり環境によって変わってくると思うんですけど、町長が分かる範囲で何かそういう問題があれば教えていただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

トイレのいたずらといいますかそういったことにつきましては、以前は確かに火をつけたりとかそういったいたずら、あるいは盗難、前にウォシュレットをつけて盗難に遭ったことがありました。ウォシュレットだったらみんな持っていくんだべなと思ってサービスし過ぎたかなというふうに思っただけで今はつけておりませんが、そういったこともありました。最近はそのようなものについては聞いておりません。

議長（高平聡雄君）

梶田雅之君。

17番（梶田雅之君）

今最近盗難とかそういう問題がないということで安心いたしました。

これはトイレというか公園関係でお話いたしますけれども、近場にわかば公園というのがありました。当時、十二、三年前ですかね、公園というのは24時間こうこうと街頭がついていてトイレもずっと街灯がついていたと。それが十何年前からですかね、10時だか11時だか私も定かではないですが街灯を消しましょうということもございました。なおかつ3号公園というのもございまして、ごみ箱の撤去とか、時代に合っただけで公園もしかり、屋外トイレもしかり。だから昔はこうだったとかというのがやっぱり通じないというか、やっぱり変えていく必要があると思うんですよね。ただ先ほども放火の話もありましたが、隣の町に、別にこれ新聞報道されたこともあるので大きな杜乃橋公園というのがございます。あそこはトイレじゃなくてベンチが放火されて一時期そういうものがあってトイレそのものを使用禁止したとか、いろいろやっぱりあることによって問題があると。ただ言い方を変えればそこに人が集まるんですよね、公園というのはね。それが本来当たり前で言い方悪いかもしれないけれども、それがたまたま夜集まって花火をしてとか、いろいろそういう犯罪の温床と言うと失礼かもしれませんが、そういう一部、全員ではないんであれなんですけれども、そういう意味でやっぱり管理、徹底、先ほど言ったように24時間使用可能かどうか、あと冬はなかなかそういういたずらする方も少ないですけども、そういう意味でいろいろ管理が必要かと思うんですが、やはり時代に合った管理がこれから必要になってくるかと思えます。

なおかつもう一つあるのが、昔であれば和室の便器だけでよかったのがもう最近でも洋式の便器がもう当たり前になってきたと。今回お聞きしませんけれどもまだまだ多分設置時期が古いトイレに関しましてはまだまだ和式トイレがあるのかなと思って

いますが、その辺の時代に合ってその辺の改修が必要があるかと思いますが、その辺町長のお考えをいただければなと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

トイレというか、施設、公園とかそういったものだというふうに思っています。議員おっしゃるとおりいろんなその時代時代で課題があったりして、そして課題に対応するために対応を取っているということもあります。そういったことがありますので、一律に前こうだったからずっとこうだということではないというふうに思います。民家の近くの公園であった場合には住民の方々の声を聞くとかそういったことも必要でしょうし、そういった形で臨機応変という言い方もあれですが、安全対策をしながら可能な範囲の中でできるだけ多くの方に有効に便利に使ってもらえるというような方法を取っていかなければいけないというふうには思います。

それから和式、洋式の話でございしますが、確かに和式まだございしますので、これについては順次洋式化をしていくということで進めていきたいと思っています。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

17 番 （槻田雅之君）

それでは管理人さんのお話を質問したいと思います。最近コロナがはやって大分たつんですけれども、コロナは下水道からも検出されるということでトイレには結構そういうコロナの菌があるという、一部の報道ですよ、私はそれは正しいか正しくないかわかりませんが、なのでトイレ掃除を嫌がる人たちが増えているという話を私は耳にしたことがあるんですけれども、大和町って多分委託とか管理人制度をやっているかと思うんですけれども、そういうお話なりそのような管理人さんのほうからお伺いしたことがあるのかどうか、その辺お聞かせいただければなと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

委託している方々からコロナのために控えたいというか、掃除をやめたいとかそういうお話はございません、現在。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

17 番 （槻田雅之君）

最後にしますけれども、町長最後の答弁の中で屋外トイレの廃止や統合については現時点において計画はありませんと。今後も利用状況を見ながら管理してまいりますという話を聞きました。

屋外トイレというのはあればやっぱりいいものではなくて、やっぱり衛生面や安全面で管理されていれば利用者からは喜ばれますが、中にはもう昔のトイレ、臭い、汚い、暗いなど、利用しづらいトイレもあるかと思います。構造面や設置年数の問題もあり、維持管理、監守に当たっては多額の経費が要するトイレもあるかと思います。また先ほど話しましたように洋式便器になっていないところもありますし、最近後期高齢ということもございましてやはり立ち上がったとき不便だとか、そういうお年寄りにも優しい、人に優しいというんですかね、というトイレの改修も必要かと思っております。また、ある工事現場のほうでは女性が現場進出もありまして、必ず現場には洋式トイレを設置しなきゃいけないという工事現場もあると聞いております。そこは今もうどこの業界もそのような形になっているかと思いますが、そのように時代に合ったニーズというんですかね。あとまた最近ですと、若い方、最近の方と言った方がいいですかね、逆にコンビニを使用するので昔ほども屋外用トイレは使用しなくなっているということもございまして。

そのような状況を踏まえまして、町としましてもトイレの現状を項目別に再度点検し、問題点をまとめていただき、廃止、または改修項目をまとめ、今後どのようにすべきかを検討すること、また、設置場所、トイレの管理運営を提案しまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。最後に、町長としまして総括したお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問にお答えしますが、その前に先ほど新設のトイレについてお答えできませんでしたので、最近新築したところにつきましては七ツ森の遊歩道入口、信楽寺のところですね。あそこにつけて新設をしております。前にあったんですが使えない状況だったということで、駐車場のところに造りました。

また洋式化につきましては随時実施していくということで、今、先ほど申し上げたとおりでございます。

またトイレの今後の管理ということでございますが、なかなか廃止といってもなかなか難しいところもあると思うのです。それぞれの場所にあるのを統合といっても皆さんから要望があったり、また必要ということでつけているので。そうやって管理の仕方とかそういったことについては、いろんなまたトイレ、和式、洋式をはじめそういったことでございますので、利用状況とかそういったことも見ながらではありますけれども安心して使ってもらえる、衛生的に使ってもらえるといえますか、そういった管理は町としても今後していかなければいけないというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

17 番 （槻田雅之君）

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、槻田雅之君の一般質問を終わります。

3 番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

昨晚、今朝ほどですか、ワールドカップでなかなか寝れなかった人が多かったと思

いますけれども、しばし私の質問を受けていただきたいと思います。

通告に従いまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、私から2件ですね。1件目支障木伐採を条例に、ということでございます。

近年、道路、水路等に木の枝が垂れ下がり、特に大型車やバス等の車高の高い車両の通行を妨げている。水路においては倒木によりごみがたまり、水の流れに大きく影響され、災害が発生している現状です。そこで、支障木に対応する条例を制定し、指導することが必要と考える。以下の3点について伺います。

1 要旨目、土地所有者、または管理者に対し、伐採指導を条例に基づく文書で理由などを説明し、理解と対応を求めています。

2 要旨目、車両、または通行人に損傷があった場合、責任問題になったとき、道路及び水路管理者が問われることはないか。

3 要旨目、隣接者同士の垣根問題も条例があれば、解決の道が開けるのではないか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの支障木伐採を条例に、についてお答えをいたします。

道路等に張り出した木の枝等は、車両からの見通しを悪くし通行の支障となる場合がありますことから、町で管理しています街路樹等につきましては適時に剪定や伐採を実施しているものであります。しかしながら、隣接地民地から道路等への張り出した木の枝等の刈り払いや伐採に関しましては民法の規定によりまして所有者に対して切除を勧告する権利があるものの、道路管理者等が所有者の同意なく伐採等を行うことはできないものとなっております。このことから、道路へ張り出した木の枝等が通行に支障になった場合には、現地を確認して所有者へ伐採等についての対応を依頼しているものであります。しかしながら、様々な事情によって所有者が伐採等の対応ができない場合につきましては、通行の安全確保の観点からやむを得ず緊急措置として支障となる部分について伐採等に同意していただき、町で対応しているものであります。また、河川や水路の倒木についても同様な対応を行っております。

初めに1 要旨目の伐採指導を条例に基づく文書で、理解と対応を求めています。

隣地からの支障となる木の枝等につきましては、条例の有無にかかわらず民法第233条第1項の「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる」の規定により、所有者に対して口頭または文書により伐採等についての対応を依頼しているところであり、今後につきましても、引き続きこの対応を行うほか、指導としまして個人の管理・責任により伐採等を早めに行っていただくようホームページ等により周知してまいります。

次に、2要旨目の車両、または通行人に損傷があった場合、責任問題となったとき、道路及び水路管理が問われることはないか、であります。

枝が張り出した支障木が原因で車両、または通行人に損傷があった場合には、環境や利用状況などの諸般の事情にもよりますが、原則として木の所有者が樹木の適切な管理を行っていないと判断された場合には、民法第717条の土地工作物責任の規定により、損害賠償責任を負う可能性が高いものとなっております。また、道路等の管理者である町の責任としましては、支障木について適切を欠いた対応などの道路及び水路が通常有すべき安全性を欠いた場合には管理責任が問われる場合があるものと考えております。

次に、3要旨目の隣接者同士の垣根問題も条例があれば、解決の道が開けるのではないか、であります。

現行の民法では、隣接する木の所有者に対し、境界線から張り出した枝等について切除を勧告する権利がありますが、法律上、同意なしに切除等をする権利はないものとなっております。しかしながら、木の所有者が履行しない場合等の救済対応といたしまして、令和3年4月に民法が改正されまして、催告しても竹木の所有者が相当な期間に切除しないとき、あるいは竹木の所有者、または所有者の存在を知ることができないとき、また、緊急の事情があるとき、この3つの場合につきましては境界線を越えた枝を自ら切り落とすことができると変更されております。この民法改正の施行日につきましては令和5年4月が見込まれておりますことから、まずはこの法令改正による問題解決の状況等について注視してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。
- 3番 (佐々木久夫君)

ただいま答弁をいただきました。再質問をさせていただきますが、何でこの支障木ということでありませけれども、いろんな面で支障木5年ぐらいたつともうほとんど垂れ下がってくるというような状況です。道路に関してと水路に関してもそうですよね。

そういうことで、果たしてどこにどうしてこう伐採をしていいかという、前から聞いておりました。木の所有者、そしてまた土地の所有者の承諾を得ると。これがなかなか面倒なんです、はっきり言うと。個人情報等ありましてどこの誰の持ち主か分からないということもありますので、それらを町として、町は多分分かると思います。いろんな状況から所有者を知ることができると思いますので、それで町で出してこういう苦情が来たということがあれば早速対応してもらって、期限ももう何か随分長いような話ですね。後半のほうに質問しますけれども、期限が長い。なかなか今、雨は降る、風は吹くところで木が邪魔だということで早めに処理をしたい。そういうときはどのようにしたらいいのか。それを条例化、二、三回の文書で半年以内に処分できるというような形でしていただければということで条例化ということで話をさせていただきました。民法は分かります。隣の家の木は勝手に切るなどかそういうのは分かりますけれども、いずれにしろ今まで町に通行者、または利用者、そしていろんな面で相談があったか、苦情があったか、分かっている範囲で構いませんので知っていらお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
苦情例といいますか、そういった相談例といいますか、については担当課長のほうから説明したいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

佐々木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず相談があったかという件でございますが、空き家、民間関係ですね、空き家対

策のほうも都市建設課のほうでやっております、そちらにつきまして昨年度は2件ほどそういったご相談がございました。あとそのほかとしましては、やはり町道関係につきまして、これは情報というか情報提供を受けた件でございますのでそちらにつきましても2件ほど、建設課のほうの見回りのほかに2件ほどの情報が寄せられているものとなっております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

すみません。もう1件一緒に説明していただければよろしかったなど、申し訳ございません。というのは、相談された2件の民地についてどのような対処、そしてまた町で道路、これ委員会でも話がありました。早めにということがありました。今後どのような対策をなされるか、お願いします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、その件につきましても課長のほうから説明させていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

佐々木議員さんの質問にお答えいたします。

民民の支障木等の対応でございますが、所有者につきましては当然隣の方とかには町のほうで個人情報もございますのでなかなか教えることはできませんので、町のほうからその原因となっている方に通知とかお知らせ等で対応しているものとなっております。

あと町道につきましても、所有者等につきましては分かった範囲で電話なりあとは

お手紙で対応しているという形になってございます。

以上でございます。

失礼しました。空き家等のことにつきましては、相談あった後にそういったお手紙を出していただいて、その方に対応はしていただいたものとなってございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

相談があってすぐそのように対処するということでありますので、相手のほうが理解をしたということであれば問題ないと思いますけれども、それで境界を越えた場合ということでもありますけれども、その中で伐採等の対応を依頼するということもありました。そして指導して、そしてまず早めという話がありました。この早めというのは期限があるんでしょうか。それとも延々と早めと、1年たっても早めなのか、そこら辺を聞きたいと。

そしてまたそれに対する費用ですけれどもね、これは相手が分からないときは非常に大変だと思います。これについては後ほど町のほうで何とかするという話が答えにありましたが、まず早めって期限何日ぐらいを指しているのか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

早めというのはなかなか難しいところですが、担当のほうから考え方を示します。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

早めの対応でございますが、緊急でもう通れなくなる場合も当然台風とかでそういった場合もございます、そのときは通行止めの処置をしながら所有者の方にご連絡とか、そのときは区長さんとかにもお話をいただきまして、所有者の方にお電話なりで理解をしていただいて町のほうで切るというような対応をしてございます。

そのほか期限があるかというのはちょっとあれですけども、状況によりましてお話の内容についてはご理解をお願いするという形で、その対応については状況にもよる場合もございますが、2週間程度とかそんな程度を考えていまして、それを超えた場合については再度お話しさせていただきながら町のほうで対応していくというような形を取っているものでございます。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3番 (佐々木久夫君)

町で最後に対応することなので、早めというのはできるだけ早いということで私は理解したいと思います。そして周知についてもホームページ等という話がありますがけれども、なかなかホームページというのは見る人は少ないと思いますので、直接いろんな形で所有者に前もって連絡していただければと。特に水路関係でもありますけれども、水路の隣には山を背負っております。そういうこともありまして、いつ倒れるか分からない樹木がいっぱいあります。これについてもある程度の要望があれば早めに対処していただきたいと思います。これからこういう話というか、我々実際困っておりますので、所有者が分からないという事情もありますので、そこら辺は町でも相談していただき、そして対処を急いでいただきたいと思います。

それで、2要旨目に入りたいと思いますが、損害賠償の問題であります。枝が出て枯れた場合、通行している場合、風が吹いたとき落ちてけがなどした場合、枯れ枝の責任なのか道路を歩いて道路の責任かというやっぱり枝の持ち主ということに当然なると思いますけれども、果たしてその枝の持ち主が払える能力とか弁償能力、補償する能力があればいいんですけども、それが無い場合、どうしても町に管理者に来ると思います。管理者というのは町というのは、何か訴えられて弱い面があるような気がしますので、そこら辺を対処する、要するに道路には多分保険はかかっていないんですよ。道路にはこういう通行者に対しての保険というのは町ではかけているん

でしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
道路で事故があった場合とかの通行者全体に対しての保険ということはかけておりません。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

長さからいったって無理でしょうねという感じがしますけれども、それでパトロールをしているという話でございます。担当課でありますけれども、しかとこの枝はどのように枯れて雪が降った場合どれくらい垂れ下がるか、そういうのはやっぱり見て歩いてほしいなという。最終的にはどうしても町のほうに道路管理者、または水路管理者に来るような気がします。どうかひとつ、けがのならないうちにちゃんとしていただきたいと思います。

それで、先ほど戻りますけれども、持ち主が木を切ってくれないという場合、どのようにするかということでここに最終的には町で切るということになっておりますけれども、かなり面倒なのかなと思っております。ただ、令和5年度から4月に見込まれております民法があるということで、非常に私はこれで少しは安心したのかなと感じております。実際、竹林があって根が張って竹というのはバンバン移っていくわけですよね。これらを含めまして何か方法がないかなというやっぱり切るしかないということでもありますので、これについて例えば町にこういう苦情があります。相談した場合、町ですぐ対処してもらえるのかどうか。先ほど時間かけずに早めにとという話を聞きましたんですけれども、早急にとということもあると思います。これらの所有者に対して町でいろいろとアドバイスというか、指導していただけるんでしょうね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のお話は、例えば道路にそういった木が伸びて交通に支障が出るというような状況があった場合ということというふうに思います。そういった場合につきましては交通の支障になるということですので、まずはパトロールもしておりますが、その持ち主のほうにその対処、どういう対処になるかはまた別としまして、ということはお願ひしていかなければいけないと思っておりますし、また町民の方からそういった情報があれば、いただいた場合には、公道にかかっているものについて、公道の使用に支障がある場合には町のほうから持ち主のほうにその状況を説明して改善をお願いするということは今もやっておりますし、やっていきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

町でいろいろ手を尽くしてくれるということですので安心をしました。

次に3要旨目でございます。垣根の問題というのは、今街路も含めて道路、要するに歩道に限りが出ています。そして県道もあるんですけども、境界線上、または境界から少し離れたところに垣根を植えるということが非常に多いような気がします。それで、植えてから切るというのはなかなか難しいので、できれば建築確認か何かの節に最低50センチくらい離して植えなさいと、これは木の種類によって違うと思っておりますけれども上に伸びれば伸びるほど枝は垂れるといういことでございますので、そこら辺の指導というのできるかできないか、お聞きしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

指導といいますかそういった形で、何ていいますか、行政的に法的にということについてはなかなか難しいのかもしれませんが、今おっしゃっていることは、境界の際に植えてしまうので枝が脇に出るとかそういった状況になるということだというふうに思ひます。それについては基本的には隣同士の話合いになるというふうに思ひており

ますが、これを指導するという、話の間に入るといいますかそういったことができる
かもしれませんけれども、こっちからこうしなさいという状況には現在はないという
ことです。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

現状では難しいのであるので、規則か何かつくってほしいという今回の要望でござ
います。というのは、どうしても官地が近いと官地ぎりぎりに植える人が多いんです
ね。所有者、官地とか町のほうからいろいろ文句を言う人がいないもんですから。
隣地同士はある程度遠慮しながらやっておりますけれども、そういうことがあるので、
ぜひ官地に関して早めに対処をしていただければなと思ってございます。

いずれにしろ、この生き物、樹木、将来は非常に面倒になってきます。それで最後
にお願いしたいのは、やっぱり道路、水路を含めまして管理、パトロールはしょっち
ゅうやっておると思いますけれども、何ていうんですか、道路に関しては5年に1回
ぐらいいは支障木の伐採をお願いしたいということです。道路に関して、伸びるから。
これは3メートル50ぐらいいあればいいと思いますので、そこら辺はくれぐれもお願い
したいと思ってございますので、そこら辺をやっていただけるかどうか、5年に一遍
で構わないと思いますけれども、町長、よろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

支障木等につきましては基本的にそういったものの情報を、もちろんうちも管理は
します。管理といいますか、パトロールをしてそういったものについて支障があれば
そういったことをやっていきたいと思っておりますし、あとは皆さんからの住民の方からの
いろいろ情報提供をいただきながらそういったものに対応してまいりたいというふう
に思います。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

時間が迫ってきて1件目を終わりたいと思いますけれども、ぜひ今後ともいろんな形で情報、また苦情があったらすぐ対処していただく。支障木に関してお願いしながら1件目の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

午前に引き続き、質問させていただきます。

2件目でございます。資源掘削販売事業に課税を。

町内で大がかりな山砂掘削販売が行われています。良質で水洗いすることによって多種に用途利用ができる価値のある資源であります。多くの事業者が販売益を考え事業に取り組んでいることから、課税について考えるべきではないか。そこで次の3点について伺います。

1 要旨目、河川の汚濁水には多くの土粒子が混ざり流れ堆積土となり、大雨のときは粒子も大きく堆積量も多くなり、土の掘削処分量も多くなる。さらには製品運搬も頻繁で道路の劣化も早まることから維持管理に多額の費用が必要になるのではないかと。

2 要旨目、過剰な掘削により環境破壊も懸念され、掘削跡地も放置され、宮城県と

県環境事業公社の新たな産業廃棄物処分場として選定され、断腸の思いで協力の決断がされました。跡地を埋め戻され、平地であれば候補地にならなかったのではないかと。

3 要旨目、その他の地域でも山砂が採掘、販売されている。今後は平地にして、植栽、または牧草地等を考え、濁水が流れないように町としても規制管理と指導をするべきではないか。

この3点でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、資源掘削販売事業に課税を、についてお答えいたします。

山砂採取事業を行う場合は、砂利採取法により採取場ごとに採取計画を定め、宮城県の認可を受けるものとなっております。また、地域森林計画区域内で1ヘクタールを超えて事業を行う場合には、森林法に定める林地開発制度により宮城県の許可が必要となります。そのほか、大和町環境基本条例により1,000平方メートルを超えて土地の形質変更をする場合には大和町開発指導要綱に基づき協議を行うほか、必要に応じて公害防止及び環境保全に関して協定を締結することとなっております。

1 要旨目の維持管理に多額の費用が必要になるのではないかと、であります。河川の堆積土砂は、河川の勾配、形状及び流域沿川の土地利用、河川構造物等の影響により堆積するものと言われており、特に流域沿川の土地表面に土砂となっております田畑が多い場合には堆積がより進むものと言われております。

また、山砂採取事業の認可を受ける場合については、申請事項の記載要領によりまして「採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」が定められており、汚濁水等の流出事項として50年確率雨量強度を用いて算出した汚水発生量に対応する沈砂池や沈殿池等の汚濁水処理施設を設置することになっております。なお、設置された汚濁水処理施設につきましては、適切な機能維持が必要となりますことから、町としましても認可者であります宮城県等の関係機関と連携を図りながら、事業者に対し施設の適切な維持管理の実施について指導を行っているところです。

さらに製品運搬による道路の劣化についてであります。道路の舗装はダンプやトラック等の大型車交通量に準じて設計、整備されており、事業場からの山砂搬出が大

型車になる場合には、ほかの要因にもよりますが、現在の道路の舗装耐力を超える交通量となる等、補修や修繕が増える場合には維持管理費は増えるものとなります。その一方で、鶴巣地区採取場の山砂が東日本大震災復興事業に利用されたことに伴い、国の補助制度であります復興交付金事業、これは効果促進事業としての交付金事業でございますが、の活用が可能となり、令和2年から3年度において町道幕柳大平線外3路線の修繕工事を行えたものであります。

次に2要旨目、宮城県と県環境事業公社の新たな産業廃棄物処分場として選定されたところですが、跡地が埋め戻され、平地であれば候補地にならなかったのではないかとあります。

これまで、宮城県が鶴巣地区の方々に説明してこられた選定経過や宮城県が公表しております選定資料等によりますと、最終処分場の選定につきましては、今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会におきまして宮城県産業廃棄物最終処分場基本方針が示され、その後、産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会により県内全域を対象に有識者等の意見を踏まえ、法的規制や地理的制約条件等から客観的・段階的な絞り込みがなされた後に、産業廃棄物最終処分場候補地選定委員会により自然環境・生活環境・事業効率性の観点から総合的に評価され、その結果、最も評価が高かった鶴巣大平・幕柳地区が最有力候補地に選定されたと伺っております。

次に3要旨目の平地にして、植栽、牧草地等を考え、濁水が流れないように町としても規制管理と指導すべきではないかとあります。

砂利採取計画の認可に当たっては、採掘跡地の利用方法や跡地の緑化の方法を定めて申請することになり、跡地整理を含む災害防止対策の完全履行について知事が認める団体、または2名以上の同業者等との間で取り交わした連帯保証契約書の原本の添付も義務化されております。また、森林法に基づく林地開発許可制度では、「森林の持つ公益的機能に配慮し、その機能が損なわれないようにする必要がある」とされており、採取跡地の利用目的がない場合は、完了後速やかに造林等を行い、従前の森林の有した機能を回復することが必要であり、この制度に違反した場合には森林法により罰則が設けられているほか、森林機能維持に必要な復旧措置を行うように命令することができる監督処分を行うものとなります。さらに町の開発指導要綱では、事業完了後に検査を実施することとなっており、検査の結果、協議内容に適合しないと認められた場合には事業者到手直しを命ずることができることとなっております。このことから採掘跡地につきましては、目的に沿った施設や造林等による緑地になるものと考えておりますが、その施設や緑地の機能が不十分な場合には宮城県等の関係機関と

連携しながら事業者に対して必要な措置を講じていただくよう対応してまいりたいと考えております。

最後に、資源掘削販売事業の課税についてであります。土砂採取に関わります課税としましては、地方税法第5条第3項に基づき、千葉県や神奈川県等の一部の市長が法定外税として課税していた事例がございますが、現在の採取場周辺の土地利用状況等により「課税対象、事業者ですが、が限られる中、税の公平性が保てなくなっている」等の理由から、令和4年3月に神奈川県山北町を最後に土砂採取税は全国的に撤廃されているものとなっております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

今、大変詳しく回答をいただきました。

それでさらに質問させていただきたいんですけども、今鶴巢で採っている山砂、採取している現業者は何者が分かりますか。分かったら構いませんけれども。

議 長 (高平聡雄君)
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その件につきましては、課長より説明いたします。

議 長 (高平聡雄君)
都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

鶴巢で土砂採取業を行っている業者でございますが、12業者というふうに把握しているものとなっております。以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

当然、県の許可を森林計画に基づいていろいろ手続はされていると思います。それで、大和町開発指導要綱に基づき協議をしているということでございます。当然、いろんな形で書類提出されていると思いますが、今までに不具合はあったかどうか。それを聞きながら何でこれをやるかというのは、第1要旨目で質問させていただきますが、相当な要するに農地とか沈殿池とかいろいろありますけれども、雨が降ったときに相当の水が流れます。それと一緒に汚れて濁っていればもう土粒子が入っているということでありますので、透き通っていれば単なる水なんですけれども非常に土粒子の細かいのが混じって河川に流れます。いろいろ側溝をやったり、多分あそこら辺に田のある人は大変苦労しているんじゃないかなと思いますけれども、それが今河川に流れて町で今掘削をしております。何メートルずつやっているかちょっと分かりませんが、掘削が終わる頃また次にたまっていくわけですよ。これを防ぐのにはなかなか大変だと。では維持管理費、税金を取って対応したらというのは単純な考えであります。

それで、これを見ますと山砂は幾らで売っているか分かりませんが、現在、山砂だけが売っているのか、それとも土地絡みで売っているのか。それを町で把握しているのでしょうか。そこら辺、まずお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それぞれの全てを把握してるわけではございませんけれども、土地を借りて砂だけを採ってもらう方、そういうやり方と、あと山をもう売ってしまってやっている方両方あるんじゃないかというふうに思います。ちょっと1件1件まではちょっと把握がちょっとあれですが。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

意外と分からないと思います。それでそれだけ関心がなかったというような感じがしてなりません。たしか開発要綱等に基づいてちゃんと許可を出している業者、12者が全員出されているかどうかちょっと分かりませんが、それなりに管理、当然しているんじゃないかなと思います。

それで先ほど言いましたんですけれども、どうしても土粒子が流れる、草がたまっていけばそこさ自然とたまるわけですね。そういうことを考えると、どうしても山砂そのものは多分買えば掘削しても二、三百円の話だと思います。ところが業者に流れるときは、水洗いしたやつは何千円、3,000円近くなるわけですね。大変な人の利益の話ししたってまずいんですけれどもかなりの利益があるんじゃないかということでございますので、そこら辺を、何だ、もったいないなという感じでおりますので、単純な質問をさせていただいております。

それでいろんな採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項という定められてというような話があります。これはどういう形で、詳しくは要りませんが、特に何を重点的にこの施設を計画し実施されているか、分かっていたら教えていただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず先ほど計画を出しているかどうかという話でございました。計画は皆さんきちっと出してその許可の中でやっているということでございますので、よろしく願いします。

また、いろんな施設ということでございますが、基本的には沈澱池ですね、そこにためてとかそういったものです。もう少し細やかなところは課長からお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

佐々木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まずこの事項につきましては県の認可の項目になってございまして、1例としまして例えば騒音とか振動、あとは粉じん、飛び石とかの事項についても定めるものとなっております。なお、そのほかといたしましては先ほどもお話ししたんですけれども採取終了時の措置とかというふうな形のものも記載することになってございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

今施設についていろいろな注意書きがあるということは分かりましたんですけれども、それでもう一つ担当課がいるんでお聞きしますけれども、当然沈砂池や沈殿池を造っているということですね。そこに一時水をためて、そして処理すると。問題なのはその土ですよ、沈んだ土をどのようにしていくか。また路上に穴埋まっていけば当然掘削するわけですから、新たな掘削地を設けて沈殿させるのか。それともまたその同じ場所を掘削して土をほかに上げてさらにここに沈殿させるのか。ここら辺の管理というのは町でやっているかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その内容につきましても、課長から回答いたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

佐々木議員のご質問にお答えさせていただきます。

沈砂池とか沈殿池の処理の関係と申してございまして、これにつきましては申請時に例えば沈殿のやつを別な残土処理とかする場合とか、あとはもうそれを掘削したと

ころに戻すとか、改良とかしてですね、そういった形での申請になっているものと把握しているものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

ちょっと時間がなくなってきておりますので、まず把握しているという言葉を読んだので安心しておりますけれども、今後も常々いろんな形でこれって年に何回か、1回か2回か申請してもらって調査に行っているかどうか、後でお聞きしたいと思います。

それで2要旨目でございますが、今、県と断腸の思いで許可した場所についてでございますが、あれは何年頃採取を終えているか、それを分かたら一緒に2つ教えてもらいたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その状況ということだと思いますのでちょっと確認をさせてもらいたいというふうに思います。今何年に終わったというか、その辺については今資料がございませんので、後ほど確認をしてご報告いたします。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

多分調査いろいろ県のほうでされたと思います。多分木も何も植えていなかったということがこの条件の中に入っているのかな。木さえ植えていれば何もなかったのかなとか勝手に考えておりますけれども、そこら辺、何年頃と何でほったらかしにしていたか、これが非常に大切。当然終わったときは、町で検査に行ってるということの

形でありますので、そこら辺を調べてもらえば分かると思います。それで2要旨目についてはそういう形で行きたいと思います。

3要旨目でございますが、平地にして返すのが当然というような計画の中に入っておりますが、今道路から見てでも山になっているところがいっぱいあるんですよ。だから、上の表土を剥いでいいものだけ取ってあと戻すというような形だと思います。すると当然雨が降れば上の表土の要するに細かい分が皆河川に落ちるという形になると思います。確かに沈砂池、水洗いしたやつはある程度薬品を入れて沈砂させるんですよ、間違いなく。だから、それらの処分をさっき埋め戻しに使うとか何とかという話でありますので、そのまま埋め戻しに使われたのでは駄目だと思いますので、改良してすぐに即植栽をしていただくような、何ていうんですか、町独自のいろんな規制をかける必要があるんじゃないかなと思っております。そういうことを考えますと、あと今何ヘクタールぐらい開発されているか、これも後で構いませんので教えていただければなと思っております。

先ほど舗装の劣化の話もさせていただきました。町長、今大きいダンプで何トンぐらいのダンプが走っているか分かりますか、町長。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ダンプですので大型ということでございますが、何トンとか細かいところまでちょっと私は存じ上げません。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）
普通のダンプはそこら辺を走っている10トン車ぐらいでしょうけれども、ここを走っているの15トンなんですよ。それで私もびっくりして、15トンあれば舗装いかれるなということでありまして、たまたま震災に山砂供給したために舗装をやり直してもらったという答弁がありますけれども、いずれまたその大きいのが何で通行するのか分かりませんが、かなり舗装が傷むんじゃないかと。その対応も今後必要

でないかなと思います。

ぜひ課税をするのは非常に難しいというのは聞いておりました。しかしながらいろんな形で規制、要するに年間これくらいしか採って駄目だとか、そういう規制は必要ではないかなと思います。それが県内、要するに、大和町内で使うのであれば何ら苦情はないんですけれども、これが全国的に行っているというような話も聞いておりますので、課税なんかかけてもいいんじゃないかなと感じておりました。そこら辺を今後検討していただくようお願いをしながら、そしてまた、今後心配されるのは植栽じゃなくてメガソーラーの計画がされているかどうか、耳に入っているかどうかお聞きしたいんですけれども。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今やっているところにそういったメガソーラーの話というのは聞いておりません。

議 長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

あの土地は膨大な土地でありますので考えない人は多分いないと思いますので、そこら辺も早めに何とか同僚議員もいろんな開発についてメガソーラーについて質問されておりますので、大和町独自のやっぱり規制が必要なのかなと思っております。何か遠回しでメガソーラーの計画があるんじゃないかという話も聞いておりますので、そこら辺をきちっとやっていただきたいということです。自然エネルギーだから駄目だということを言ってるわけではありません。ちゃんとして雨水関係をきちっとやっていただくような、そして貯水池をちゃんと造っていただくような形でやっていただければなんら許可なりそれらは今後役場内で話し合っていていただいて、早めの規制を必要とすると思います。それと同時に最終跡地は完全に植栽に戻すように、牧草地に戻すように徹底的な指導をお願いしたいなと思っております。

最後に町長のそこら辺の答弁を聞いて終わらせたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この採取場の最終的な処理といいますか、終わったときのということだと思いません。現在も事業が進んでいるといいますか、現在もやっているといいますか、そういった形のもの等々があるわけでございます。終了した場合には、当然先ほど申しましたけれども、そういったこういう形で残すようにということでもう協定といいますかやっておりますし、そういった指導といいますか、その部分についてはしっかりやっ
ていかなければいけないというふうには思っております。

議 長 (高平聡雄君)
佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

以上で終わりたいと思います。なお定期的な指導をよろしく願いしまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 (高平聡雄君)

以上で、佐々木久夫君の一般質問を終わります。

4 番佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、本日最後、通告に従いまして一般質問を行います。

発達障がい、5歳児健診を取り入れては。

子育てをしていると発達障害という言葉が多く耳にいたします。言葉の響きからマイナスのイメージを持ってしまいます。最近の情報では、発達障がいを専門にしている医療関係の先生方が子供の特性と言い換える先生が多いです。3歳児健診やその後において個別に対応をしてもらっていることは承知をしております。3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育所などで集団生活を行うようになって現れるということも聞いております。保護者は気づきのないまま就学を迎えることになるケースがあるというのも聞いております。

3歳児健診と就学までの間となる5歳児を対象として健診を設け子供の特性を知っておくことは、子育てや学校生活においても子供たちの成長においてよりよい環境を提供できると思います。発達障がいの状況を町ではどのように把握して対応しているのか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは発達障がいの状況把握についてのご質問にお答えします。

本町では「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・たいわ」をテーマに、主に子育て支援課と健康支援課が母子保健や子育てに関する施策を展開しております。その中でお子様の出生から小学校就学までの健康診査や発達相談などは、健康支援課母子保健係が年間を通じて行っております。

母子保健法では市町村は1歳6か月児健診、3歳児健診を行うことが定められ、その他必要に応じて健康診査を行うこととされており、町では4か月・5か月児健診と2歳6か月児健診を行っております。その健診において何らかの課題があり対応が必要な場合は、医療機関等へつなぐことや、毎月行っている「子育てすこやか相談」への案内、また定期的な保健師、公認心理師の家庭訪問や電話により細やかな対応を行っています。

課題がある子供については、こども園や保育園と保健師が情報を共有し、保護者、施設、町、教育委員会がその子の成長によりよい環境を提供できるよう就学決定まで話し合いを持っていますが、議員ご質問のように3歳児健診までは特に指摘がなかったにもかかわらず、集団生活を行うにつれ課題が現れ小学校就学を迎えるケースもございます。

ご提案の5歳児を対象とした健診については、平成18年度の厚生労働省の研究でも、3歳児健診から小学校就学までの間、5歳児健診、あるいは発達相談を行うのが望ましいと提唱されております。

全国の自治体で「5歳児健診」「5歳児健康相談」「5歳児発達相談」などの名称で行われておりますが、東北での実施例は多くはなく県内では仙台市が「5歳児のびのび発達相談」として、年中・4歳児クラスに在籍しているお子さんと保護者を対象に実施しており、本町においてもその必要性を認識し、懸案事業の一つでありました。

健康支援課では先行事例を参考に実施体制の検討を始めており、令和5年度より5歳児対象の発達相談を開始し、町の子供たちの状況把握を進めてまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
それでは再質問に入らせていただきます。

町長、まず初めに発達障がいという言葉を知り、町長の持つイメージをお聞かせ願います。別に当たり外れとかということをおっしゃるための話じゃないので、発達障がいの子供と聞いたときに町長の思うイメージをお話しいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
言葉に対するイメージということでございますが、発達障がいという言葉が我々小さい頃といいますか、そういったときにあまりそういった言葉はなかったように今思っております。最近、いろんな検査、発達とかですね、あと細やかな健診、そういった中で発達についての遅れとかそういったことが細やかに満たされるといいますか、また研究も進んできたんだというふうに思っております、そういった結果としてそういった方々を細やかに健診、指導していくためにそういった調査なりされて、そういった言葉で選ぶのがいいかどうか分かりませんが、やってみるといいますか、子育ての応援をするためにそういった言葉で対象者を絞ってより細かな指導をするために出てきた言葉かなと。研究の成果といいますか、細やかにどんどん広がってきているんだなというふうには思っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

私も個人的には子育てをさせていただきながら約10年前に発達障がいという言葉で自分の子育てにおいて聞き、そして対応をしてきました。どうしても発達障がい、例えばお子さんが発達障がいの疑いがありますので医療現場で検査をお願いしますと例えば学校のほうから勧められたときに、まずその医療現場に検査を、と思う前に発達障がいの疑いがあるという言葉が言われただけで保護者はやっぱりマイナスのイメージを持ってしまっていました。実際に、でも子供のためだと思って医療機関に行きます。そうすると、医療機関ではその検査を行うための予約を取るのに当時で半年、最近の状況ではもう7か月、8か月先じゃないと予約ができませんというような現状が聞かされました。それで、そこからまた検査をしてどういう方向性のお子さんなのかというのを医療の先生に診てもらった上で対処しますというと、あっという間に1年たちちゃうんですよ。そうすると、もう子供の成長の時期に1年ほっとくというのはこれはとてつもない子供にとって損失になるなというのは私も身近に体験をさせていただきました。

今回、この一般質問をさせていただくに当たり、やっぱり今の時代そういう情報がネットでも簡単に情報が手に入れられるようになりました。そうすると、子供の発達障がいという部分を先ほども話した子供の特性と見越してそういうふうにしてその子の特性を知り子育てをしていくということを知ると、すごく保護者の負担、例えば学校の先生の負担というのが減り、そして友達同士でも子供の友達の特性を知るのでいわゆる変なからかいとかそういう部分、いじめまでいかないからかいの部分というのが極端に減るのを体験させていただきました。

そういう部分で、今まで3歳児健診、そして就学時前の健診の間に例えば満5歳になった子供を対象に例えば5歳になる年度でやろうとしても、やっぱりご存じのとおり4月生まれのお子さんと3月に生まれたお子さんの差というのは、小さいお子さんであればあるほどその差はかなり違うはずなんです。だから今回5歳児健診という話をしましたが、実は満5歳になったお子さんを対象にしてもらおうと、健診というイメージがどこかの場所にみんなが集まって1列に並んではいいという、どうしても健診というイメージを取っちゃうんですが、そうではなくて、あくまでも満5歳になったときの子供たちに対して今どういう状態かというのを健診させていただくと、健診する集中度合いが1年間において分散できるし、そうするとそれに携わる人員も極端に多くもなくて、そしてまた高額な費用もかからないので、ぜひこの辺の5歳児健診というのを今回質問させていただきました。

実際に、例えば発達障がい、今話をさせていただきましたが、それといじめ、それ

から不登校、虐待、それを発達障がいの話と結びつけないでほしいという意見もいっぱいあります。それを承知の上であえて結びつけさせていただくのは、私も今回の質問をさせていただくに当たり情報を集めたときに、やっぱり発達障がいを専門にされている先生方の中にはいじめ、不登校、虐待の原因に当たるための誘因という言い方で発達障がいの特性をやっぱり見たほうが良いという意見が多い先生方がおりました。

実際に具体的な流れとして紹介させていただくのは、例えば就学時前に見られる特性としてこれは一般的な感じだと思うんですけども、似た言葉の音、これの聞き間違い、言い間違いということがあります。それは例えば、「ラクダ」というものに対して「ラクダ」を見ても「ダクダ」と発音してみたり、それから「でんわ」と言いたいのには「れんわ」と発音してみたり、あとは「テレビ」と言いたいのには「テベリ」と発音してみたり、そういうのが就学時前に見られる特性としてあるそうです。それから言葉を話すときの音が入れ替わったり省かれたりということで、これも例えばなんですが「トウモロコシ」を「トウコロモシ」とか、「オタマジャクシ」というのを「オジャマタクシ」とか、そういうふうに一昔前だったら何でしょう、一種の遊びのネタになるような言葉遣いを実は無意識のうちに就学児前にされていると、これはやっぱり検査をされてその子の特性に合ったように訓練をしていったほうが良いですよというような話がありました。そうすることで、やっぱり言葉に自分が自信を持ってないので、例えばしりとりだったり、言葉の逆さ言葉で遊ぶとかそういうのが全然子供にとっては楽しくない話になってきます。そして、言葉をあまり興味を持たないので、絵本やそういうものに対しても全然興味を示さなくなってくるそうなんです。そうすることで、今度は例えば学校に就学しました。就学したときに、いわゆる専門用語ではLDとかいって学習障害とかという分類されるんですけども、それが結局小学校で読み書きにつまずいて、それが見過ごされて例えば学業不振になって、そして学校が楽しくなくなってやる気が出ない。そうすると、不登校になって学校に出てこないから周りの人もそれ以上に気づかないし支援が受けられないというような流れを唱えている先生方もいらっしゃいます。なので、単なる5歳児健診をしてくださいというだけの話ではなくて、その子供の成長過程においてこういう流れで現在のいじめだったり虐待だったり不登校にどうしてもつながる誘因として、今発達障がいという部分の医療の現場でこれを今見直しましょうよ、頑張りましょうよという動きが今の世の中になっているそうです。

なので、その辺の話を今させていただきましたが、町長、どうでしょう。今度発達

障がい、今僅かですけれども説明をさせていただいた中での町長の受け取り方というのを、気持ちをお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

発達障がいといますか、子供の特性といますかね、それについてはいろんなケースといますか、あるんだなというふうに改めて思いました。言葉遣いについて小さい子供だとこんなことを言ったら当たり前といますか、またそれも逆にかわいいと言ったりするケースもあったりするんだというふうに思います。それがそういったお子さんの特性という形で言われるということでございますので、非常に何と申しますか、本当に小さなことで言ったら大変失礼なんですけれども、そういった形でその子の将来が不登校になってしまったりいじめに遭ってしまったりということになるんだなということでありまして、そういったことについてはできるだけ早く直してあげると言ったらちょっと言い方失礼かもしれませんが、そういった対応というのは大事なんだなと改めて思いました。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

今、対応という答弁をいただきました。

例えば、数ある対応の中で何か具体的ないじめだったり不登校だったりに対する具体的な何かこういう事例がありましたよ、取り組みましたよというのがあったら紹介したいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的な事例ということですが、今ちょっとその材料と申しますか、持ち合わせて

ないところがございます。いろいろと調べてみたいというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

我が子の話をして大変恐縮なんですけど、我が子も長男、次男、あとその下に娘がいるんですけど、長男は高校2年生の今頃から不登校になりまして、その子というのは小学校3年生のとき、いわゆる東日本大震災の年ですね。あの年が小学校3年生でした。もう多動性か何かの症状があるんじゃないかということで本当に落ち着きがなくて、学校からほとんど毎日お父さんでもお母さんでもどちらでもいいのでとにかく教室にいてくださいというような連絡をもらいました。妻もさすがに毎日毎日の電話だったので、あんまりここで口にできる言葉じゃないんですけども、もう子供を連れてというようなところまで心境が落ち込みました。当然小学校の話なので、もう学校行かなくていいよと、極端な話、もうテレビゲームか何かで遊んでてもう学校に行かなければ、そういう学校に来てくださいという呼出しもないので行くなという話をしたこともありました。ところが子供に限っては本人は学校が楽しいですよ。楽しくて楽しくて、いや学校行く、学校行くと言って、行けばやっぱり学校の先生に迷惑をかけたりするので、そういう状況が続いたことがありました。

その子が高校生になって、やっぱり学校に行かなくなりました。現在は高校を2年生から3年生の足りなかった単位だけを通信教育を受けて高校卒業の資格を取り、近くの大手のお酒類を売っているチェーン店に高校生の頃からアルバイトには行っていたんですけども、学校は行かないんですけどもアルバイトは一生懸命行っていたんですよ。「何が楽しいの」と聞いたら、例えば品出しするときに当然箱から陳列しますよね。そのときに表示というかマークを全部きれいに並べて陳列するんですよ。さすがにそれを時間かかってやっていたら店長も「いいよ、そこまでなくていいよ」と言うんですけども、それを人よりも素早くパパパッと並べながら仕事をしていたという話を店長さんから聞きました。その店長も「学校には行かなくても、せめて世の中に出るときに高校卒業の資格があったほうがいいよね」というアドバイスをいただいて、息子もそうやって資格を取り、そして現在はアルバイトをしていたお店でそのまま従業員として働いているようになりました。

そのときに、先日あるところから片づけ方をしていたら、長男が小学生の頃に6年

生の頃だったと思うんですけども、書いた文章が出てきまして、「僕は小学生のときにずっと悪い子でした」みたいな文章をつづったメモが出てきたんですよ。それを見たときに、もう今は普通に会話もできて一生懸命仕事をしているんですけども、当時の小学生だったときの息子の心境を考えると、本当に親としてというか、子育てを通して申し訳なかったなという思いが浮かびました。そういう特性をもっと素直に知っていれば、そんなにひどい子育ての仕方をしなくてももっと楽しく子供が子供らしく生きていけたんだなというのを体験させていただきました。

それから、もう一つの事例としては。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤議員、ちょうど1時間たちますので質問を一旦まとめていただきたいと思います。（「分かりました」の声あり）どうぞ、まとめてください。今、お話ししているやつで質問をしてください。もしあれであれば、一旦休憩をしてということによろしいですか。

4 番 （佐藤昇一君）

お願いします。

議 長 （高平聡雄君）

それでは暫時休憩をします。

再開は午後2時10分とします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

それでは引き続きさせていただきます。

5歳児健診をするに当たって、例えば町で課題と思っている事例がありましたら教えていただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
5歳児健診でございますが、今検討をしていると申し上げました。担当課より説明を申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

お答えいたします。

5歳児健診実施に当たっての課題というご質問でございました。

今現在、一般質問の回答の中でも町長から申し上げましたが、県内ではなかなか実施例が少ないということで仙台市の事例を今参考に大和町バージョンのものを構築していこうということで担当のほうで今検討しているところでございます。そういった中で大和町の場合ですと、今現在実施している健診が2か月の乳児一般健康診査から3歳6か月健診まででございますが、日程がかなり詰まっておりますのでその日程の調整の問題であるとか、あとスタッフの問題であるとか、その辺がクリアしなければならないということで今現在考えておりますのが、「子育てすこやか相談」ということで今未就学児を対象に行っておりますが、これにつきましては未就学から今対象になっている5歳児までを対象にしているんですけども、実際のところは3歳6か月児までで健診が終わっておりますので、その下の年代がほぼ中心になっております。そこに5歳児の枠を設けまして相談体制を整えていきたいと。対象となる方につきましてはこれからもう少し仙台市の事例を対象に研究をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

ただいま仙台市の事例をというお話がありましたが、私が集めた情報の中では山形県の天童市の取組が現在一番この近辺では進んでいるというような情報がありました。ぜひとも天童市の取組に関しても見ていただけたらと思います。

ただいまいろいろな方法を検討していただいているという答弁をいただきました。ぜひとも健診を行うことも本当に大事なことなのですが、しつこいんですが発達障がいというのに対しましてのイメージをもっと前向きに捉えて、それを何でしょう、子供の成長のみならず保護者の意識も変え、そうすると家庭内での虐待も減りというような大きな方向性になると思います。

ぜひとも健診を取り入れて、今後のまちづくりが人づくりと町長常々おっしゃっておられるので、そういう面でぜひとも大和町の人づくりをさらに進めていただければと思いますが、町長の思いをお聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

人づくりということでございますが、まずその人がしっかりと人格を認めてもらって、そして日常を伸び伸びと生きるということがまず大事だというふうに思っております。そういったことでありますので、基本的なところの、何ていいますか、認識といいますか、一般的な認識ですね。そういったものの考え方とか、あとそういった対応、対応といいますか、あった場合ですね、そういったものについても今いろいろ検討もしているところでございますが、そういったことをしながら健やかな成長ができるようにこれからもしっかりとしてまいりたいというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

前向きな答弁を頂戴いたしました。

引き続き、2件目に入らせていただきます。

運動施設をよりよく活かせ、ということで、大和町総合運動公園多目的広場が、今年、宮城県スポーツ少年団軟式野球交流大会、通称ジャンボ大会の試合会場に使用されました。グラウンドと駐車場が近いこと、通路とグラウンドを仕切るネットもしっかりしたものを使っていること、グラウンドが3面同時に使えるという施設ということから利用者からとても好評でありました。

しかし、9月に好評をいただいていたチームの中から仙台のチームが自分のチームの大会を開きたいということで予約をいただきましたが、雨天で大会が中止となりました。1日延ばして黒川郡の育成会の大会を行いました。水はけが悪くて泥だらけになりながら試合をしました。

また、落合ふれあいセンターを会場にした試合もありました。地域の方のおかげでグラウンドの状態はよかったものの、丸太のベンチなどは劣化をされていてという状況にありました。

こうしたことから、総合運動公園及び各ふれあいセンターのさらなる整備が必要であると思うが、教育長の考えを伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、運動施設をよりよく活かせ、のご質問にお答えをします。

初めに、多目的広場を含めた大和町総合運動公園についてであります。大和町総合運動公園は、大和町スポーツ施設の拠点として平成4年度に総合体育館を、平成11年度に多目的広場、陸上競技場、テニスコートを整備いたしました。毎年多くの方にご利用いただいているところですが、近年は新型コロナウイルス感染症による施設の休館や利用制限、大会等の中止等により利用者が減少しておりました。現在は徐々に利用が戻りつつあり、多目的広場につきましても昨年度利用者数は3,593人から今年度は既に7,000人を超える利用となっているところです。

ご質問いただきました多目的広場につきましては、令和元年度おきまして従前からの段差を解消し、利用者の安全確保を図るため、多目的広場全体を平らにする改修工事を実施いたしましたところ。また、令和2年度には利用者からのご意見を伺いながらグラウンドに防球ネットを設置いたしましたところでもあります。

多目的広場の状況でございますが、排水対策といたしましては、多目的広場の傾斜による表面排水と内野グラウンドの暗渠排水を講じているところです。ここ2年ほど、強風、特に春先での強風によりまして多目的広場グラウンドの土が大量に飛ばされる状況があり、その都度グラウンドに土を入れ、土の敷きならし、整正、転圧、塩化カルシウムの散布を行っております。飛散対策として一部グラウンドでは粘土質の割合を高くした土を入れていることと、晴れた日が続くなどの天候によってもグラウンドが固くなる場合があります、それらのことでグラウンドの透水性が下がっている可能性も考えられるところです。

多目的広場を含めた総合運動公園につきまして、多くの皆様に快適に利用してもらいたいと思っております。グラウンドの排水対策につきましては、指定管理者の意見を聞きながら適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

また、教育ふれあいセンターのグラウンド管理につきましては、各センターに用務員を配置し維持管理を行っておりますほか、各地区のスポーツ協会各分会に敷地除草等業務をお願いしているところであります。

落合教育ふれあいセンターにつきましても、スポーツ協会落合分会に委託しており、さらに利用団体であります落合地区のグラウンドゴルフ愛好会のご協力もあり適正に管理されているところです。

ご質問にあります丸太のベンチにつきまして劣化が進んでおりますことは承知しており、今年度におきまして移動式のグラウンドベンチ8台を購入し、施設に配置いたしました。今後、劣化した丸太のベンチの撤去を行うとともに、利用者には購入したベンチの利用につきまして周知を図ってまいりたいと思います。

総合運動公園、教育ふれあいセンターの各施設につきまして、利用者が安全・安心に利用できるよう、そして快適に利用できるよう今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)
佐藤昇一君。

4番 (佐藤昇一君)

運動施設、令和3年度の事業だったのですが、以前質問させていただいたダイナヒルズ野球場の件で、駐車場の区画線とかベンチの更新とかを対応いただいたことを使用をしている皆さんからとても好評いただきまして、特に駐車場の区画の話は、何て

いうんでしょう、今までの不満は何だったのというぐらい、前回の議会だよりの写真にも一部掲載させていただきましたが、満杯に車を止めても出入りに対しての不満は一切なく、本当に利用者の皆さんすごく快適になったと喜んでおりました。

そういった上で、ダイナヒルズに限っては、例えばベンチの更新とか得点板とかは新しくなったんですが、例えばベンチの屋根をかけている部分の鉄柱のさびの腐食とか、それから外野のホームランを見分けるための黄色く塗ってある鉄の網とか、その辺の腐食が結構ひどい状態までなっているので、そういった意味ではさらなる整備も見てほしいかなと。

それからいろんな長テーブルとか椅子の件も従前からお話ししていたと思うんですが、その辺もぜひとも新品とまではいかずとも、各施設で使い回したようなテーブルでも構わないので、せめて剥がれていないような、そういうのをさらなる望みとしたいなというふうに思っております。

それから、多目的広場に話を戻しますが、実は大会を開くにあたって以前から富谷市の総合運動公園のグラウンドを実はジャンボ大会で使用させていただきました。今年に限っては日程の調整が中学校の中総体と日程が重なったので、どこか多面的に取れる施設はないかという相談をいただき、大和町のグラウンドを使用させていただきました。大和町の多目的のグラウンドに来たチームの皆さんは、やはり駐車場がきちんと整然となっているものと、それから先ほども話ありました防球ネット、これをしっかりした高さのものを設置していただいたことで、ある意味安全に楽しく競技をさせていただいております。さらにグラウンドの土の件は答弁いただいたとおりの状態でありますので、そこはさらなる整備を進めていただければと思いますが、つけ加えて、例えば外野のフェンスネットというか、それがもう大分お疲れの状態になっております。せっかくあそこまで設備を仕上げたのであれば、その辺の細かい設備もさらなる整備を進めていただければと思いますが。

それともう一つ、やっぱり多目的広場の長テーブルとか椅子とかそういう備品ですね。これも本当に大分劣化しているので、この辺の状態は把握されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えしたいと思います。

私自身も時々大会等で顔を出しながら見ているんだけど、今お話し聞きますとたくさんあるんだなということを感じました。ダイナヒルズに限って言えば、ベンチ、あるいはバックのほうのポールのさび、その辺の件とか、あるいは椅子、長机ですか、の整備。多目的については土の整備という話もありました。この土については大規模な改修をした後に業者の方から話を聞きますと、何年かに1回メンテといいますか、手入れをしなければいけないんだと。今回も多少飛ぶということで粘土を入れてみたり、あるいは塩カリを入れたりしているんですけど、今後も手入れのほうは必要だろうと考えております。

また外野のフェンスネット、長机、テーブル、椅子の件ですか。劣化しているとあります。早速担当課のほうで現地を確認させていただきまして検討をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

例えば大和町の地理的な場所柄とか、それから仙台市の隣にあるということで、そういう意味での施設の便利さとかそういうのがとてもほかの地区の人たちから見ると本当に羨ましがられるぐらいの話をいただいております。先ほどの話もあったように、いろいろ整備を進めていただいているので好評は好評なんですけど、さらに先ほどお話あったような細かいところも進めていただくと、より利用者の満足度が上がるなど、また利用者数が増えるなどというのはご存じのとおりかと思われま。

さらに、これも従前からお話ししていた話なんですけど、吉岡小学校改築事業に当たり、吉岡小学校の校庭を使用していた2つの少年野球のスポーツ少年団のチーム、これがそれぞれ今落合ふれあいセンターのグラウンドと宮床のふれあい広場、そちらを利用させてもらって練習に励んでおります。励んでおるんですけど、先ほどのお話にもあったように、かなり備品としての劣化、そしてベンチなんかは新しくしていただいているんですけど、やはりグラウンドの周りのいわゆる森の中の状態とかそういうのもやっぱり一緒に見ていただいて、せめてフェンス際の植栽物の整備とかそういうのも含めてやっていただけたらなと思うんですけど、その辺の状態の確認はされておるのかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

各施設につきまして、今言われたようなふれあいセンターですか。今回ご質問のあった特に落合ふれあいセンターなどやはり施設の管理ですかね、整理整頓という部分からだと思うんですけども、その辺も含めて一応担当課のほうでは写真とか撮ってきております。ただ修繕関係ですと予算にも限りがありますのでできるところから手をつけていきたいと思いますが、まずは確認作業を進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

吉岡小学校、完成するまでにまだまだ年数がかかるという状況が分かっているので、そうするとおのずとやっぱり各吉田、鶴巣も含めてのふれあいセンターの利用というのはこれからもどんどん増える状況にあります。ぜひともその辺の、何ていうんでしょう、備品とかの劣化の部分をぜひ確認して進めていってほしいと思います。先ほどから長机、長机って何回も言っているんですけども、長机を出すときにささくれの部分でやっぱりけがをする可能性も重々あるんですよ。そういった部分の細かいところ、ぜひ早急に進めていっていただければと思います。

多目的施設のグラウンド、土の件ですが、私も運営スタッフの一人として当時の大会の泥かきとかそういうのをさせていただいて、管理のほうからはあまり土をいじらないでほしいというようなことは言われたんですが、あまりにもちょっと砂を入れた状態で使えるような状態でなかったのが、今回いろいろ質問をさせていただきました。

でも基本的にはすごく使いやすい施設だなというのを利用者はみんな言っていたので、あと以前からトイレの改修の件も進んでいて使い勝手という面ではとても評判いいんですよ。なので、今後とも多目的施設を利用させていただく機会が多くなりますので、ぜひともその辺の整備を進めていただければと思います。

これからの整備について細かい計画は別としても、進めていくよというような意気込みを教育長からお聞きしたいと思いますが。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

施設関係の整備につきまして、先ほど来お話しはしておるんですけども結構な数が施設あるんですね。聞こえてくるいろんなお願いも多岐にわたっておる状況があります。担当課のほうではその都度足を運びながら確認作業を行ってできるところからやっております。ただ先ほどおっしゃったように安全という部分、ささくれがあってやっぱり差し傷とかあったらまずいもんですから、そういうところをすぐに連絡を願いながら対応するということはしていきたいというふうに思います。

なお吉岡小学校の関係でたくさん利用者に対して制限がかかるようになりますけれども、スポーツ少年団等の方々には協力したり助け合いながら、子供たちの健全育成をお願いしたいなというふうに思いますからよろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

教育長から前向きな答弁をいただきました。ぜひ子供たちの安全・安心のためにもせめてそういう設備をしっかりとしていっていただければと思いますので、改めて今後とも整備を進めていただければと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で佐藤昇一君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は5日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時10分 延 会